

令和8年度版

# 高等部進路のしおり



京都府立宇治支援学校 進路指導部 発行

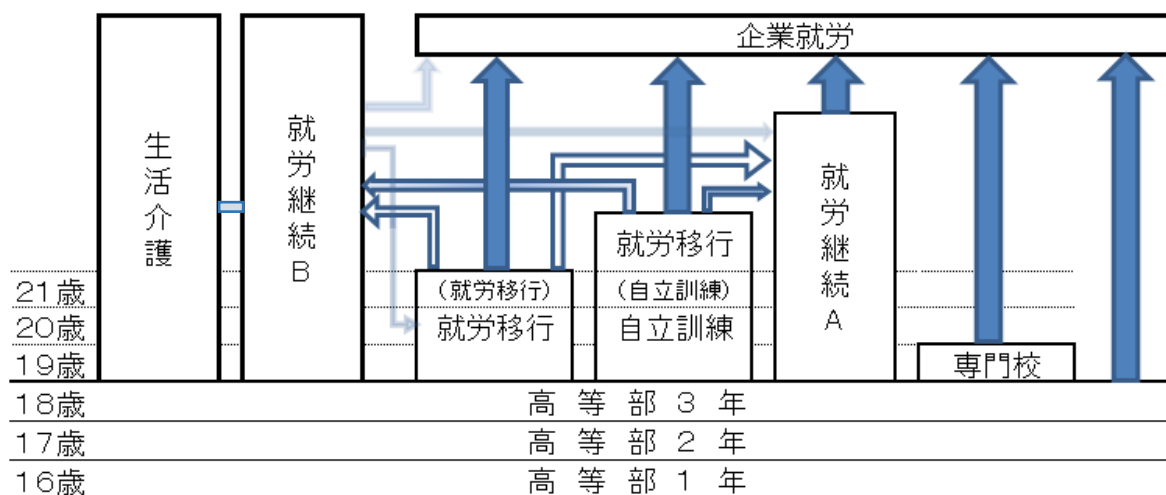
## -目次-

1	進路先決定に向けた高等部3年間の主な流れ	1
2	卒業後の進路選択	2
3	令和7年度と過去4年間の卒業生進路状況	2
4	進路希望別の具体的な進め方	3
	□企業就職を希望する場合	
	□障害者高等技術専門校を希望する場合	
	□福祉事業所を希望する場合	
5	卒業後の相談機関	4
6	療育手帳・身体障害者手帳・精神保健福祉手帳について	5
7	福祉サービス（日中活動系）の内容	6
	【生活介護】	
	【就労継続B型】	
	【就労継続A型】	
	【就労移行支援】	
	【自立訓練（生活訓練）】	
8	現場実習を実施した主な福祉事業所等（令和7年度）	7
9	現場実習を実施した企業と主な作業内容（令和7年度）	8
10	FAQ（よくある質問）	9
11	その他（障害者の雇用を促進するための制度・支援）	12
12	参考資料1（就労支援のための訓練生用チェックシート）	14
13	参考資料2（職業準備性ピラミッド）	15
14	参考資料3（令和8年度進路指導年間計画（案））	16

# 1 進路先決定に向けた高等部3年間の主な流れ

学年	学期	主な取り組み（予定）			※備考
		職業コース	地域コース	健康コース	
1	1	宇治支援学校高等部入学			<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業所見学（※随時）</li> <li>・就労アセスメント実習（就労継続B型希望者対象。2、3年時）</li> </ul>
		進路説明会（6月）			
		企業見学			
	2	保護者・生徒の事業所見学			
		校内実習			
	3	職場体験実習			
進路希望調査					
2	1	進路説明会（5月）			
		職場体験実習	進路懇談		
	2	職場体験実習			
		進路懇談			
		障害者高等技術専門校見学			
	3	職場体験実習			
進路希望調査 進路相談①					
3	1	進路説明会（4月）			
		現場実習			
		進路相談②	※企業就職・就労A型・専門校希望者のみ		
	2	現場実習 （※夏休み以降、企業・福祉事業所とも進路決定まで随時）			
		障害者高等技術専門校体験入校 （8～9月）			
		障害者職業センターでの重度判定 （企業・A型・訓練校希望者のうち該当者のみ）			
		障害者高等技術専門校入学選考（11月）			
		進路相談③			
	3	進路予定先への引継・実習（2～3月）			
		宇治支援学校高等部卒業			
障害者就業・生活支援センター（はびねす）への登録（3月） （企業就労者のみ）					
卒業後：定期的なアフターケア、必要に応じて就労・就職支援					

## 2 卒業後の進路選択



## 3 令和7年度と過去4年間の卒業生進路状況（※令和8年3月31日現在）

コース	卒業時進路 年度	生活介護	自立訓練 (※1)	就労継続B	就労継続A	就労移行	専門学校(※2)	高等技術 一般企業等	進学	その他 (在宅等)	
健康コース	くらし R3	1名									1名
	R4	2名									2名
	R5	3名									3名
	R6	4名								1名	5名
	R7	4名									4名
地域コース	くらし R3	9名	2名	11名	1名	1名		2名			26名
	R4	6名		8名	1名	1名				2名	18名
	R5	11名		6名	3名					1名	21名
	R6	18名	1名	7名		1名	1名			1名	29名
	R7	10名		8名	5名		1名			1名	25名
職業コース	くらし R3		1名					14名			15名
	R4			2名	3名			9名		1名	15名
	R5			1名	2名			13名	1名		17名
	R6			1名	2名	1名		10名	1名	1名	16名
	R7							7名		2名	9名
R7年度 合計		14名		8名	5名		1名	7名		3名	38名

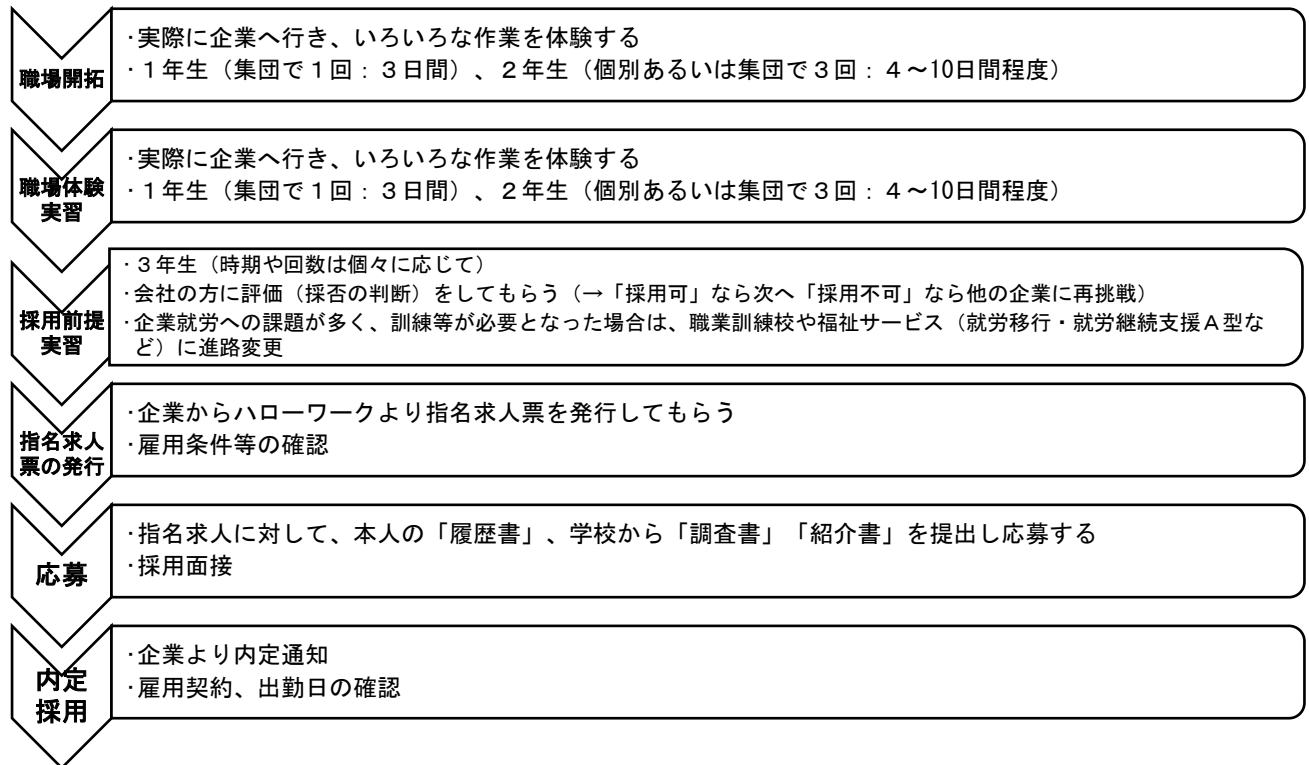
※1 …障害者自立訓練（生活訓練）事業（プエルタ、ジョイアスクールつなぎ）

※2 …京都府立京都障害者高等技術専門学校

## 4 進路希望別の具体的な進め方

### □ 企業就職を希望する場合

- 『障害者求職申込書』をハローワーク京都七条「京都障害者職業相談室」に提出
- 京都障害者職業相談室との相談  
求職申込書の提出に基づいて、京都障害者職業相談室との職業相談を進路相談で実施。
- 現場実習から就職までの流れ



※療育手帳の判定が「B」の場合、必要な支援を受けるために「重度判定」を求められることがあります。

#### 「重度知的障害者判定」とは

法律で企業は一定割合の障害者を雇用することが義務づけられています（障害者雇用率制度）。また、療育手帳を取得しておられる方が、公共職業安定所の紹介で会社に就職した際、本人に支払われる賃金の一部が一定期間補助されるなど、会社が利用できるいくつかの助成金制度等が定められています。会社が利用できる助成金制度等の内容については、就職された方の作業能力などを加味した障害程度で決定されることになっています。

この就労上の障害程度（重度・非重度）を判定するものとして、障害者職業センターで行う「雇用対策上の重度知的障害者の判定」が位置付けられています。この判定によって、雇用対策上で重度知的障害者に該当された方を雇用された場合に会社が助成金制度等を利用できる範囲が拡大されます。また、障害者雇用数の算定を行うに当たって、重度知的障害者を雇用した場合には加算措置が設定されています。

これらの制度を企業が活用することによって、重度障害者の就職の機会が増加することが期待できます。

- \* 障害者高等技術専門学校、就労継続支援A型を希望する場合も対象となります。
- \* 下線部についての詳しい説明は「11 その他」に載せています。

### □ 障害者高等技術専門学校を希望する場合

京都障害者職業相談室と相談して入校願書を提出し、選考試験を受けて合格すれば入校となります。希望する場合は、体験入校に参加し、入学願書などは学校を通して京都障害者職業相談室に提出します。

- 京都障害者職業センター／京都障害者職業相談室  
（京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町 803 ☎075-341-2666／075-341-2626）
- 京都府立京都障害者高等技術専門学校  
（京都市伏見区竹田流池町 121 番地の 3 ☎075-642-1510）

□ 福祉事業所を希望する場合

- 施設見学や現場実習を通して希望の事業所を絞り込む
  - ・定員枠などの関係で、希望する事業所を利用できない場合がありますので、見学会や説明会等には積極的に参加していただき、各事業所の情報を把握して下さい。
  - ・1・2年時の現場実習は、体験的・学習的な目的が中心のため、いくつかの事業所で実習ができるように計画しています。作業内容や環境面、通勤方法など、進路先を決定する際の参考にしてください。
  - ・現場実習先はできるだけ生徒本人・保護者の意向に沿って調整しますが、実習を依頼する事業所の状況によっては、希望どおりにならない場合があります。
- 事業所・行政に希望の意向を伝え、利用開始に向けた手続きを行う (P.1 進路相談③で説明)
- 通所を前提とした現場実習の実施と担任による引継

## 5 卒業後の主な相談機関

●日常生活での悩み事の相談

⇒各市障害者生活支援センターまで

<b>宇治市障害者生活支援センター「そら」</b>	
＜対象地域：宇治市・宇治田原町＞	
宇治市五ヶ庄二番割5番地2	0774-32-8441
<b>宇治市障害者相談支援センターkokua（コクア）</b>	
＜対象地域：宇治市＞	
宇治市伊勢田町毛語144-1	0774-21-0590
<b>障害児（者）地域療育支援センター「ういる」</b>	
＜対象地域：城陽市・久御山町・井手町＞	
城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-54-3109

●仕事における悩みの相談

⇒お近くの障害者就労支援機関まで

<b>障害者就業・生活支援センター はびねす</b>	
宇治市宇治蔭山9番11	0774-23-0280
<b>ハローワーク京都七条 京都障害者職業相談室</b>	
京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町808	075-341-2626
<b>京都ジョブパーク はあとふるコーナー</b>	
京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階	075-682-8029
<b>ハローワーク宇治（宇治公共職業安定所）</b>	
宇治市宇治池森16-4	0774-20-8629

## 6 療育手帳・身体障害者手帳・精神保健福祉手帳について

- 本校卒業後、障害福祉サービス事業所の利用、または障害者雇用制度を利用した一般企業や特例子会社へ就職するためには、「療育手帳」や「身体障害者手帳」「精神保健福祉手帳」が必要です。
- 本校の進路指導は、何らかの「障害者手帳」を所持していることを前提に進めています。  
まだ取得されていない場合はできるだけ早く手続きをするようお願いします。
- 手帳取得の手続きは、在住の行政機関（市の社会福祉課、障害福祉課）にて申請してください。

### 療育手帳

- 知的障害児（者）に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、京都府では障害の程度によりA（重度）及びB（中度・軽度）に区別されます。
- 交付申請書は、市福祉事務所・町村役場にあります。療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。
- なお、18歳未満は児童相談所で、18歳以上は京都府家庭支援総合センター（京都市東山区）にて判定を受けることとなります。

### 身体障害者手帳

- 補装具、自立支援医療の給付、施設への入所等障害者総合支援法に定める各種の福祉サービスを受ける場合はもちろん、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は原則身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分されています。
- 身体の障害の認定は「永続する」障害に対して行いますので、障害の程度が一定固定したものであるか、将来とも回復する可能性が極めて少ないものに限りです。

### 精神障害者保健福祉手帳

- 精神障害者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分されます。
- 診断書による申請は、精神障害に係る初診日から6ヵ月以上を経過したものに限りです。

## 7 福祉サービス（日中活動系）の内容

※事業所により異なります

### 【生活介護】 余暇活動、生産活動、その他 幅広くサービスを提供します

障害者支援施設などで、食事及び排せつ、入浴等の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供など援助が必要な障害のある方が常時介護を要する場合に利用することができます。

主に昼間、食事、排せつ、入浴（一部の事業所のみ）の介護等、日常生活上の支援の他、身体機能・生活能力の向上のために必要な援助や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

☆利用対象は障害支援区分3以上の方になります。

### 【就労継続支援B型（非雇用型）】 就労機会と生産活動を通じて、次のステップへ

障害のある方に対し、就労機会や生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。（雇用契約は結びません。）

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型（雇用型）や就労移行支援、一般就労への移行を目指します。

支援学校を卒業後、進路先としてB型事業所を希望する方については、在学中に就労移行支援事業所の「就労アセスメント」を受ける必要があります。（P11、Q13参照）

### 【就労継続支援A型（雇用型）】 「労働者」として働きながら、一般企業への就職をめざす

通常の事業所（企業など）に雇用されることが困難な障害のある方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

### 【就労移行支援】 一般就労に向けて、様々な面からサポート

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、就労に関する相談や支援を行うサービスです。

このサービスでは、2年間（最長3年間）一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

### 【自立訓練（生活訓練）】 その人らしく地域で暮らし、自立していくために必要な力を蓄える

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（審査会が認める事由がある場合には最長3年間）にわたり生活能力の維持、向上のための支援、訓練、その他の便宜を適切にかつ効率的におこなう事業です。

2年間の自立訓練事業後は、一般企業への就職や就労移行支援・就労継続支援などの福祉施設への移行の他、職業訓練校・専門学校等への進学が考えられます。

## 8 現場実習や見学を実施した主な福祉事業所等（令和7年度）

地域	事業所名	生活 介護	就労 B	就労 A	就労 移行	自立 訓練
宇治市	天ヶ瀬ワークスあすなる	○	○	△		
	天ヶ瀬寮	○				
	宇治川福祉の園	○				
	宇治作業所	○	○			
	宇治作業所のびのび	○				
	笑空	○				
	F∞I スイート		○			
	こもれび	○				
	さびゆいえ				○	
	じじむげ		○			
	志津川福祉の園	○	○			
	スマイルワーク大久保 B		○			
	DOHO グループピサク事業所	○	○	△	○	
	DOHO グループクロス・どうほうの家・Noa-cube	○				
	ハンズオン京都			○		
	BEE!		○			
	ひなたぼっこ	○				
	槇島福祉の園		○			
	みっくすはあつ		○			
	ゆめハウス		○	△		
	ラソ	○				
	リタリコワークス宇治					○
	matey		○			
喜楽		○				
エムテック		○				
といろ		○				
久御山町	フォーライフ Shiki			○		
	ブルーステージ		○	○		
	ロックスターズ			○		
城陽市	あっぷ	○				
	あんびしゃ		○			
	いつもの弁当 everyday			○		
	Glow		○			
	JOY!!	○				
	城陽作業所	○	○			
	チェリー工房		○			
	つなぐ	○				
	みなみかぜ		○			

	みんななかま	○	○			
	わいわいワークス		○			
	ココカラ		○			
京田辺市	Modern			○		
	三休		○			
	あしたのパン		○			
宇治田原町	うじたわら	△				
木津川市	ぶろぼの高の原				○	
京都市	C&B	○	○			
	ぎばさんワークスタジオ伏見			○		
	太陽の家		○	△	○	
	デイサービス太陽	○				
	Shake hands 京都駅前		○			
	ユーカリラボ			○		
	ウェルビー伏見桃山センター				○	
	プエルタ					○

## 9 現場実習を実施した企業と主な作業内容（令和7年度）（令和7年4月～令和8年3月）

実習先	主な作業内容	実習先	主な作業内容	実習先	主な作業内容
アクアクララ京都	洗浄 梱包作業	TOHO シネマズ	フロア作業	フレンドマート	日配 青果
アル・プラザ	日配、青果	CoCo 壱番屋	店舗内業務	間口ロジスティクス	倉庫内作業
伊勢田明星園	清掃	ジョイアス・フーズ	食品製造	マツヤスーパー	日配 精肉
イオンシネマ	清掃	スーパー・コート	清掃	ミズホ	シール貼り
宇治愛の郷	清掃 介護補助	スーパーマツモト	青果	三菱自動車ウイング	清掃
エス・ロジックス	食品製造	総合食品エスイー	食品製造	ムラタコスモス	農作業
ABC-MART	品出し	NTT データだいち	事務補助	やすらぎの社	介護補助
王将ハートフル	食品製造	トレファームラボ	農作業	ヤマト運輸	荷物の仕分け
京都認知症総合 センター	介護補助	日商リネンサプライ	リネン	U&N	社内カフェ
ココファン	清掃 介護補助	花椿ファクトリー	軽作業	ライフ	日配
コーベベビー	リネン	はたらくわたし	ピッキング	洛東園	清掃
コタ	倉庫内作業	日野しみずの里	介護補助	リンガーハット	洗浄
月と太陽	店舗内作業	福山通運	倉庫内作業	ロピア	日配
ツバキサポート センター	清掃 事務補助	富士リネン	リネン	ワタキューセイモア	リネン

【 42社 - のべ64回 】

## 10 FAQ（よくある質問）

---

### Q1 市町村を越えて福祉事業所に通所することは可能ですか？

A1 制度上は問題ありません。ただし、事業所によって地域を限定されている場合や送迎距離によって通所困難な場合があります。

---

### Q2 ケアホームやグループホームなどの入所施設には入れますか？

A2 ほとんどのところが定員いっぱいになっています（特にグループホーム）。市役所で入所希望者リストに登録しておくときが空が出た時などに情報がもらえます。

---

### Q3 「企業就労に必要な力」は何ですか？

A3 企業就労とは、障害の状態に関わらず「働いて賃金を得る」ことです。企業は仕事に関する助言や相談には応じていただけますが、生活面を支えることはできません。企業就労に必要な力は個々の生徒の障害特性によって違います。参考資料として（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構の「就労支援のための訓練生用チェックリスト」と「職業準備性ピラミッド」を添付いたしますのでご覧ください。

---

### Q4 企業就労した場合、給料はどれくらいもらえますか？

A4 雇用形態（正社員・パート）や時給、勤務時間数によります。（京都府の最低賃金は時給 1,122 円）  
（例） 1日4時間（週20時間）の場合：総支給額約9.7万円 手取りで約9.5万円前後  
1日6時間（週30時間）の場合：総支給額約14.5万円 手取りで約11.5～12万円  
1日8時間（週40時間）の場合：総支給額約19.5万円 手取りで約15～16万円  
※雇用形態については、本校ではほとんどがパート雇用での契約です。

---

### Q5 進路先はいつまでに決めたらいいですか？

A5 高等部3年生の12月頃に最終の進路相談を行います。それまでに決めることができれば、通所に向けた手続きがスムーズにできると思います。早めに希望を伝える必要がある福祉事業所もあります。

---

### Q6 福祉事業所に通所する場合、費用はかかりますか？

A6 支払いが必要な費用については、事業所、利用者によってそれぞれです。給食費、送迎費、保護者会費、行事費、などが一般的です。「利用料金」は本人とその配偶者の所得が一定以上でない限り、無料の場合が多いです。また、通勤にかかる交通費については、宇治市、城陽市から補助が出ます。

---

### Q7 高等部卒業後、専門学校等に進学することは可能ですか？

A7 高等部卒業は高卒に準じた扱いですので、専門学校等の受験は可能です。ただ、選考試験対策や入学に必要な教育課程を履修しているかなど学校によって違いますので、進学したい学校の「オープンキャンパス」などに積極的に参加し、早めの情報収集と準備が必要となります。

---

### Q8 卒業後も学校に相談してもいいのですか？

A8 「企業就労」の場合、3年間を目途に卒業後巡回訪問（アフターケア）を実施し、安定した雇用状態を保てるよう支援しています。また転退職する場合は「障害者就業・生活支援センター はぴねす」と連携し、再就職への支援をお願いしています。「福祉事業所」に通所している場合は基本的に通所先やサービス利用計画を作成している事業所に相談されるケースが多いです。しかしながら、学校への相談も随時受け付けています。

---

---

**Q9 障害支援区分、認定調査とは何ですか？**

A9 18歳以降に障害福祉サービスを受けるためには、障害支援区分の認定を受けることが必要になります。区分1～6まであり、数字が小さいほうが軽度とされています。（障害者手帳の区分とは異なります。）その際に認定調査を実施し、医師の意見書が必要となります。認定調査は1時間程度の聞き取り調査で、本人、保護者、担任が同席して実施します。福祉サービスを利用しない人も卒業後の進路先として福祉事業所へ通所する場合は在校中に認定調査を受けてもらいます。

---

**Q10 福祉事業所の掛け持ち（併用）はできますか？**

A10 可能ですが、事業所とのサービス調整が必要となります。例えば月・火・水はA事業所、木・金はB事業所という具合です。

---

**Q11 福祉事業所の保護者会は大変と聞きましたが本当ですか？**

A11 事業所によります。保護者会の設置がないところから、一年を通してさまざまな行事に保護者が参加する場合などいろいろなパターンがあります。

---

**Q12 福祉事業所の工賃はどれくらいですか？**

A12 これも事業所により違います。その年の受注や生産にもよります。参考までですが、京都府の令和5年度の就労継続A型平均賃金は93,031円、就労継続B型平均工賃は23,353円（ともに月額）です。（厚生労働省HPより）

---

**Q13 就労アセスメントは具体的にどのように実施されますか？**

A13 就労継続支援B型事業所への進路を視野に入れている場合、実習の内の1つを就労アセスメント実習として設定します（P6参照）。  
「申請書提出⇒認定調査（FAQ9参照）⇒サービス受給者証の発行⇒就労移行支援事業所での実習⇒アセスメント表の作成」という流れになります。  
3年生でB型事業所への進路が決定してから実施することも可能です。費用はかかりません。また、アセスメントの結果が進路の判定に使われることはありません。

---

**Q14 一般企業と就労継続A型の事業所の違いは何ですか？**

	一般企業	就労継続A型
契約	ハローワークを通して雇用契約締結	行政に「サービス利用受給者証」を申請する。その後、ハローワークを通して雇用契約締結
賃金	最低賃金が発生する	最低賃金が発生する。ただし事業所側は「最低賃金除外申請」ができる
支援者	基本的にない。本人や会社からの要望があればジョブコーチが配置される	利用者人数に応じて支援員が配置される

事業主のみなさまへ

引用：厚生労働省ホームページ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）**

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

**除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）**

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。****（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

**▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

**▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

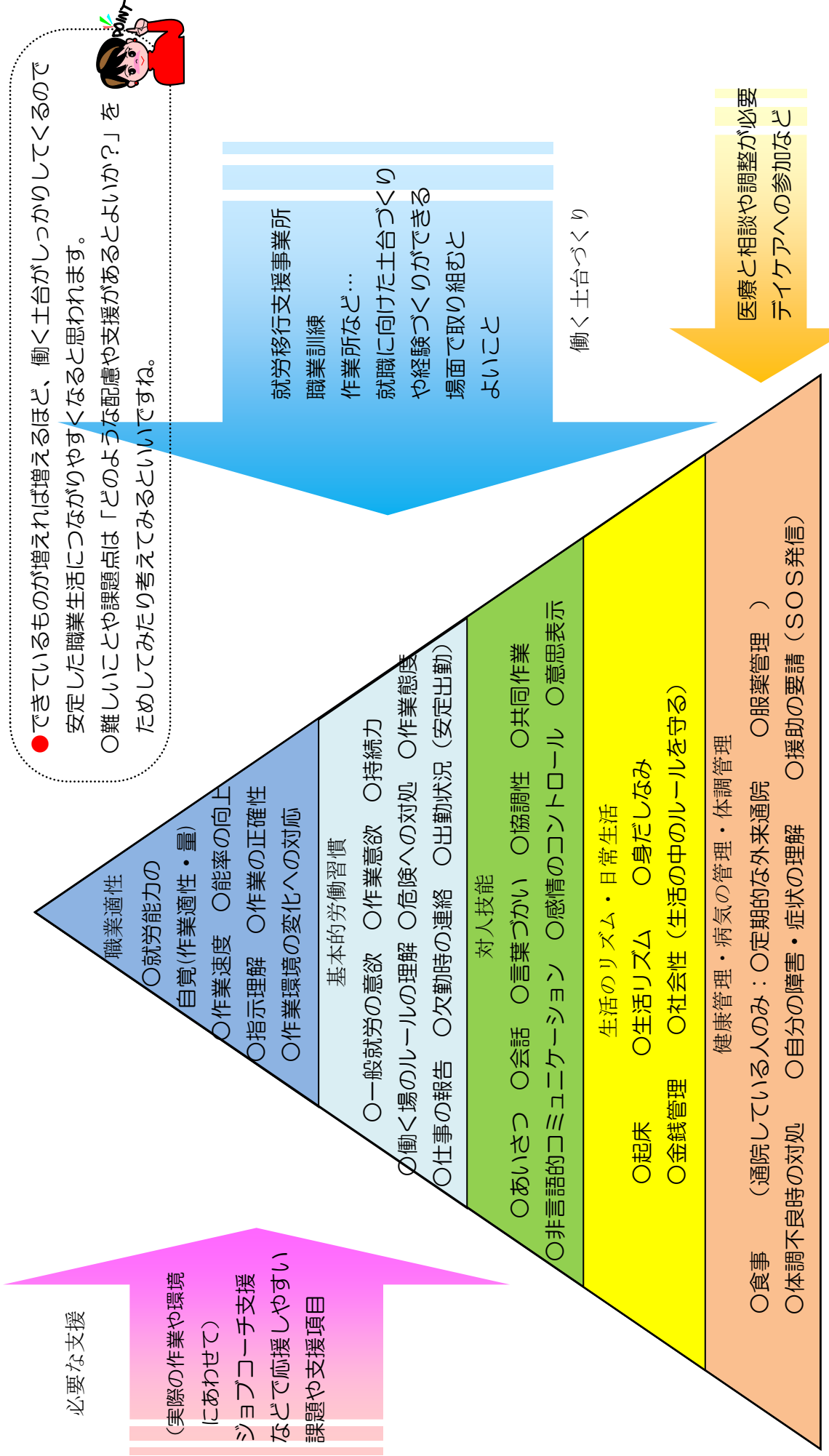
領域	No.	チェック項目	内 容	4 (できる・ある)
Ⅰ 日常生活	1	生活のリズム	起床、食事、睡眠などの生活リズムは規則正しい。	生活リズムは規則正しい。
	2	健康状態	健康に気をつけ、自分で服薬管理し、良好な体調を保っている。	健康状態は良い。
	3	身だしなみ	場に合った服装をし、清潔であるなど身だしなみはきちんとしている。	身だしなみはきちんとしている。
	4	金銭管理	小遣い等を計画的に使う、必要なものを買う、保管するなど金銭管理ができる。	小遣い等の金銭管理ができる。
	5	交通機関の利用	通学(通所、通勤)に交通機関を一人で利用できる。	交通機関を一人で利用できる。
	6	規則の遵守	規則や決められたことを守る。	規則を守る。
	7	危険への対処	危険と教えられたことをせず、自分の安全を考えて行動する。	危険への対処ができる。
	8	出席(出勤)状況	正当な理由(通院、病気、電車の遅れ等)のない遅刻・早退・欠席(欠勤)はない。	遅刻・早退・欠席は月1回までである。
Ⅱ 対人関係	1	挨拶・返事	相手に応じた挨拶・返事ができる。	相手に応じた挨拶・返事ができる。
	2	会話	会話に参加し、話についていくことができる。	会話ができる。
	3	意思表示	自分の意思(参加したい、トイレ休憩をとりたい、助けてほしい等)を相手に伝えることができる。	意思表示ができる。
	4	電話等の利用	用件を伝えるのに電話、メール、FAXを利用できる。	電話等を利用できる。
	5	情緒の安定性	感情のコントロールができ、安定している。	情緒は安定している。
	6	協調性	他人と力を合わせて助け合うことができる。	協調性はある。
Ⅲ 作業力	1	体力	1日(7~8時間)を通して作業ができる体力がある。	1日(7~8時間)の作業ができる。
	2	指示内容の遵守	指示通りに作業をする。	指示通りに作業をする。
	3	機器・道具の使用	作業機器や道具類を教えられた通りに正しく使える。	機器・道具を正しく使える。
	4	正確性	ミスなく正確に作業する。	正確に作業する。
	5	器用さ	器用に作業する。	器用である。
	6	作業速度	必要とされる作業速度(指導員の作業速度)がこなせる。	必要とされる作業速度の8割程度である。
	7	作業変化への対応	作業の内容、手順等の変化に対応できる。	作業変化に対応できる。
Ⅳ 作業への態度	1	就労意欲	社会に出て働く意欲がある。	就労意欲がある。
	2	質問・報告・連絡	必要な時に適切な質問・報告(作業の終了、失敗等)・連絡ができる。	質問等ができる。
	3	時間の遵守	時間(作業開始時間、締め切り等)を守る。	時間を守る。
	4	積極性	作業に自分から積極的に取り組む。	作業に積極的に取り組む。
	5	集中力	作業への集中力はある。	集中力はある。
	6	責任感	与えられた作業や当番などは最後までやる。	作業や当番などは最後までやる。
	7	整理整頓	作業場の整理整頓ができる。	整理整頓ができる。

# 生 用 チェ ッ ク リ ス ト

評 価 段 階			No.	領域
3 (だいたいできる・だいたいある)	2 (あまりできない・あまりない)	1 (できない・ない)		
生活リズムはだいたい規則正しい。	生活リズムはあまり規則正しくない。	生活リズムは規則正しくない。	1	I 日常生活
健康状態はだいたい良い。	健康状態はあまり良くない。	健康状態は良くない。	2	
身だしなみはだいたいきちんとしている。	身だしなみはあまり気にしないが、注意されれば改める。	身だしなみはきちんとしていない。	3	
小遣い等の金銭管理はだいたいできる。	小遣い等の金銭管理はあまりできない。	小遣い等の金銭管理はできない。	4	
遅延等の事故がなければ交通機関を一人で利用できる。	交通機関の利用は迷いやすく、当分の間は付き添いが必要である。	交通機関を一人では利用できない。	5	
規則をだいたい守る。	規則をあまり守らない。	規則を守らない。	6	
危険への対処がだいたいできる。	危険への対処があまりできない。	危険への対処ができない。	7	
遅刻・早退・欠席は月2～3回ある。	遅刻・早退・欠席は月4～5回ある。	遅刻・早退・欠席は月6回以上ある。	8	
きまった挨拶・返事はできる。	相手から挨拶されれば返すことはできる。	挨拶・返事ができない。	1	II 対人関係
会話がだいたいできる。	会話があまりできない。	会話ができない。	2	
意思表示がだいたいできる。	相手や内容によっては意思表示ができない。	意思表示ができない。	3	
簡単な内容であれば、電話等を利用できる。	電話等をあまり利用できない。	電話等を利用できない。	4	
情緒はだいたい安定している。	情緒はあまり安定していない。	情緒は安定していない。	5	
協調性は普通である。	協調性はあまりない。	協調性はない。	6	
6時間程度の作業はできる。	半日(3～4時間)の作業はできる。	半日(3～4時間)の作業もできない。	1	III 作業力
だいたい指示通りに作業をする。	あまり指示通りに作業をしない。	指示通りに作業をしない。	2	
機器・道具をだいたい正しく使える。	機器・道具をあまり正しく使えない。	機器・道具を正しく使えない。	3	
だいたい正確に作業する。	あまり正確に作業しない。	正確に作業しない。	4	
器用さは普通である。	あまり器用ではない。	器用でない。	5	
必要とされる作業速度の6割程度である。	必要とされる作業速度の4割程度である。	必要とされる作業速度の2割程度である。	5	
作業変化にだいたい対応できる。	作業変化にあまり対応できない。	作業変化に対応できない。	7	
就労意欲は普通である。	就労意欲はあまりない。	就労意欲はない。	1	IV 作業への態度
質問等がだいたいできる。	質問等があまりできない。	質問等ができない。	2	
時間をだいたい守る。	時間をあまり守らない。	時間を守らない。	3	
作業にだいたい積極的に取り組む。	作業にあまり積極的に取り組まない。	作業に積極的に取り組まない。	4	
集中力は普通にある。	集中力はあまりない。	集中力はない。	5	
作業や当番などはだいたい最後までやる。	作業や当番などはあまり最後までやらない。	作業や当番などは最後までやらない。	6	
整理整頓がだいたいできる。	整理整頓があまりできない。	整理整頓ができない。	7	

# 職業準備性ピラミッド

「安定した職業生活のための職業準備性」にはさまざまな側面（段階）があります。  
 「就労移行支援のためのチェックリスト」を活用して、あなたの「職業準備性」のどの側面（段階）がどのような状態かをまず、把握してみましょう。  
 できているもの（チェックリストの1か2に○がついたもの）は○に色を塗りましょう。



●できているものが増えれば増えるほど、働く土台がしっかりしてくるので安定した職業生活につながりやすくなると思います。  
 ○難しいことや課題点は「どのような配慮や支援があるとよいか？」をためしてみたり考えてみるとういですね。

